

【イ】 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量			
R2年 8月	取扱品目	単位	数量
	がれき類	m3	328.0
	ゴムくず	m3	0.0
	ガラス陶磁器くず	m3	70.0
	廃プラスチック類	m3	18.0
	鉄くず	m3	0.0

【ロ】 擁壁の点検に関する次に掲げる事項		
[1] 当該点検を行った年月日及びその結果	R2年8月8日	良好
[2] 当該点検の結果、擁壁が破損するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	無	無

【ハ】 残余容量の測定を行った年月日及びその結果	R1年10月4日	80,932.51 m3
--------------------------	----------	-----------------

【二】 展開検査に関する次に掲げる事項		
[1] 当該検査の各月ごとの実施回数	272 回 (品目別)	
[2] 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	R2.7.28 1件 R2.7.31 1件	計：2件 受入れを拒否

【ホ】 水質検査に関する次に掲げる事項		
[1] 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	別紙 平面図に明示	
[2] 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	別紙 計量証明書	
[3] 当該水質検査の得られた年月日		
[4] 当該水質検査の結果		

【へ】 水質悪化時における生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項		
[1] 当該措置を講じた年月日	無	
[2] 当該措置の内容	無	

計 量 証 明 書

2020年8月21日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079) 422-6448
 Fax. (079) 422-0555
 環境計量士 (第3658号) 山上 孝之

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水(観測孔上流)
 採取区分 当社採取

採取日 2020年8月3日

計量の対象	計量の結果	計量の方法
*採取時刻	9:35	—
*水温 (°C)	20	—
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛 (mg/L)	0.001	JIS K0102-54.3
六価クロム (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
チウラム (mg/L)	0.0047	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表5
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表8
クロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	平成9年環境庁告示第10号付表2
備考: 水位管頭: 8.38m		

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

計 量 証 明 書

2020年8月21日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079)422-6448
 Fax. (079)422-0555
 環境計量士(第3658号) 山上 孝之

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水(観測孔下流)
 採取区分 当社採取

採取日 2020年8月3日

計量の対象	計量の結果	計量の方法
* 採取時刻	10:05	—
* 水温 (°C)	18	—
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-54.3
六価クロム (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
チウラム (mg/L)	0.0023	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表5
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表8
クロロエチレン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	平成9年環境庁告示第10号付表2
備考: 水位管頭 : 9.55m		

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

計 量 証 明 書

2020年8月21日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野白町北野1297番5
 Tel. (079)422-6448
 Fax. (079)422-0555
 環境計量士(第3658号) 山上 孝之

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 放流水
 採取区分 当社採取

採取日 2020年8月3日

計量の対象	計量の結果	計量の方法
*採取時刻	10:25	—
*水温 (°C)	21	—
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-54.3
六価クロム (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素 (mg/L)	0.002	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0005	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表5
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表6 第1
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表8
クロロエチレン (mg/L)	0.0003	平成9年環境庁告示第10号付表2

備考:

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

安定型産業廃棄物最終処分場
八幡ランドフィル
地下水調査位置図

